

ドイツにおける「実務型」高等教育に関する考察（3）

—ベルリン工科専門大学の成立—

寺 澤 幸 恭

Die praktische Hochschultype in der Bundesrepublik Deutschland (3)

—Entstehung der Technische Fachhochschule Berlin—

Yukiyasu Terazawa

Summary

Technische Fachhochschulen Berlin (TFH) was founded in 1971. Our concern is to consider the process in which TFH was formed.

(contents)

- I. Technische Fachhochschulen Berlin (TFH) = University of Applied Science
- II. Formation of TFH
- III. Central Organization of TFH

Key words : University of Applied Science ,Engineering schools, Central Organization

Received 30. Sep. 2009

はじめに

- I. ベルリン工科専門大学 (TFH)
 - 1. 概況 2. ベルリン市 (州) との関係
 - II. ベルリン工科専門大学の成立プロセス
 - 1. 4系列の前身校 2. 技師アカデミーから専門大学へ
 - 3. 専門大学設立 (1971年) (1)教員の問題 (2)専門部
 - III. 管理運営体制
 - 1. 総長 2. 評議会 3. 全学会議 4. 大学協議会 5. 専門部 6. 事務組織
- 結びにかえて

はじめに

ドイツ連邦共和国における「実務型」高等教育機関の代表といえる専門大学 (Fachhochschule) は1970年に発足したのち今日までほぼ順調に発展してきた。大学入学者全体に占める専門大学の割合は2003年には32.2%となり (表-1)、その地位は揺るぎないものになっていると言っても差支えないだろう。このような発展にはいくつかの要因が相互に結びついて機能したと考えられるが、その要因の一つとして専門大学の前身であった技師学校 (Ingenieurschule) などが有為の

人材を輩出し、ドイツ社会に貢献してきたことを挙げるができる。19世紀前半からドイツ各地で生まれた工学系の専門学校は教育水準を上昇させ、教育期間を延長しながら、たとえばプロイセンでは「工業学校」、「中級技術学校」、「技師学校」などと名称を変え、第二次世界大戦後には「技師アカデミー」とよばれるようになっていた。長年にわたって実務教育を担ってきたこれら前身校の実績が、社会とくに産業界において高く評価されてきた。そのことが「実務型」高等教育としての専門大学が発展する大きな要因であったと考えられる¹⁾。

表-1 ドイツの入学者数（1990年までは旧西ドイツのみ）

年	学術大学	芸術大学	(A) 専門大学 (内：行政専門大学)	(B) 計	A/B×100
1980	135,158	3,094	54,672 (11,081)	192,924	28.3%
1990	194,782	3,136	80,008 (12,533)	277,926	28.8%
1992	195,706	3,633	91,468 (17,702)	290,807	31.5%
1995	176,196	3,747	82,464 (14,149)	262,407	31.4%
2000	211,826	4,226	98,904 (9,908)	314,956	31.4%
2003	251,621	4,286	121,597 (11,589)	377,504	32.2%

資料：BMBF（ドイツ連邦共和国文部科学省）；Grund-und Strukturdaten 2005. S. 153.

他方で、発展の要因を考察する上で見落とされがちになるのが、「大学」としての管理運営体制の整備という側面がある。専門大学が生まれる1970年前後はドイツにおいても学生運動と大学改革の時代にあたり、その改革のなかで大学として管理運営体制を整えていった。そして従来からの学術大学（Universität）とは一線を画す新しい大学像を構築していくことになる。

専門学校としての実績と大学としての管理運営、この二つの要因が専門大学の性格を知る上で重要なポイントのように思われる。前稿までは従来わが国ではあまり紹介されてこなかったドイツの専門大学について、その全体像を明らかにすることを主眼に置いてきたが²⁾、本稿では上記の理由から、いわば一種のケースワークとしてドイツの専門大学のなかでもその前身校の起源がもっとも古いもののひとつと思われるベルリン工科専門大学（Technische Fachhochschulen Berlin 略称 TFH-Berlin）を対象として検討することにする。その前身校は歴史が古いだけでなく、プロイセンの首都における有名な専門学校であり先行研究もある程度利用でき、専門大学発足前後の事情も考察できるという研究対象としての条件が与えられているという事情もある。

なお、このベルリン工科専門大学は2009年4月1日から「ベルリン・ポイト工科大学（Beuth Hochschule für Technik Berlin, 略称 BHT Berlin）」という名称に変更された。改称の理由として、「ドイツにおける技師教育の精神的父である」ポイト（Christian Peter Wilhelm Beuth）の名を冠することにより、この大学の伝統を重視するとともに、大学が林立する首都ベルリンにおいて「不可欠の存在」であることを強調することを挙げている。「専門大学」から「大学」へと改称されるが、学術大学よりも「短期の修学で、実務・応用を重視する国際的な教育機関」であることには変わりはないとしている³⁾。本稿ではこの専門大学の成立過程を考察の対象している関係上、旧大学名（ベルリン工科専門大学）を用いる。

I. ベルリン工科専門大学

1. 概況

ベルリン工科専門大学（Technische Fachhochschule Berlin 英語表記は University of Applied Science）の主たるキャンパスはベルリン市ルクセンブルク通にある。2008年夏semester時の在学学生数は8,862名（男子6,404名、女子2,458名）、教職員は1,645名（うち教授は292名）であり、工学、自然・経済学の応用部門で首都において最大の課程数を持ち、ベルリン工業・経済専門大学（Fachhochschule für Technik und Wirtschaft Berlin）とともにベルリンにおいて最も学生数の多い専門大学である。

ベルリン工科専門大学は、8専門部（Fachbereich 学部に相当）と継続教育のための通信教育部（FSI）から構成されている。のちにみるように専門部としては工学系が中心であるが、「経済学・社会科学」（第1専門部）、「数学・物理学・化学」（第2専門部）もあり、第8専門部は「工学・プロセスエンジニアリング・環境保護技術」という専門領域の中に「舞台技術」、「イベント技術・マネジメント」といった首都ベルリンならではのユニークな課程も有している。いわば工学系の総合大学といった概容であり、大学名の英語表記もそのことを強く意識しているといえよう。

ベルリン工科専門大学は2005/06年度冬学期に72の工学、自然科学、経済学のディプロム課程をバチュラー修了とマスター修了の2段階制に完全に移行した。ボローニャ・プロセスに沿ったこの移行措置はベルリンの大学の中では最初のものであった⁴⁾。2007年夏semester修了者は880名、2007/08年冬semester修了者は790名となっている。

2008/09年夏semesterは2008年3月31日から7月26日まで（授業があるのは16週）、冬semesterは2008年9月22日から2009年2月14日まで（授業があるのは22週）であり、土曜日にも授業がある。全日制の授業は1時間目（8:00～9:30）から7時間目（19:30-21:00）まで、土曜日は午前中のみだが休み時間が短縮されて3時間目までである。夜間定時制は6時間目（17:30～19:00）と7時間目（19:30-21:00）に開設されている。

このベルリン工科専門大学を含んで2008年現在のベルリンには表-2にあるように多くの州立、教会立そして私立の専門大学が存在している。なお、ベルリンの州立大学では授業料を徴収していない（※）。

※2006年段階のドイツで州立大学が授業料を徴収しているのは、ヘッセンなど4州（一律にsemester当たり500ユーロ）、バイエルン（semester当たり専門大学が100～500ユーロ、学術大学が300～500ユーロ）などとなっている⁵⁾。

2. ベルリン市（州）との関係

周知のように、ドイツでは文化高権の名のもとに教育行政の主体は州（Land）にあり、大学についても州政府の管轄である。連邦による大学大綱法の枠内で各州は個別の大学法を制定している。

ベルリン州大学法（BerHG：2005年版）は全15章139条からなり、表-3に掲げた12校のベルリン州立大学・専門大学を対象として（第1章第1条）、大学の法的地位（第1章第2条）、学生の権利と義務（第2章第9条～20条）、修学・教育・試験（第3章）、研究（第4章）、大学の組織（第6章）、学部（第7章）、専任教職員（第11章）、兼任教職員（第12章）という構成でかな

表-2 ベルリンの専門大学（州立・教会立・私立）

大学名	設置者	設立年	学生数	前身校（その他）
ベルリン工科専門大学	州	1971 (1823)	8,862	1823年：園芸教育・研究所 1966年：技師アカデミー
ベルリン工業・経済専門大学	州	1994	10,000	1874年：専門学校 1954年：経済大学
ベルリン経済専門大学	州	1971	5,400	経済上級専門学校⇒ 1965年：経済アカデミー
アリス・ザロモン社会福祉専門大学	州	1998 (1908)	1,900	1908年：「社会女子学校」
ベルリン行政・司法専門大学	州	1973	1,410	
ベルリン新教専門大学 (Evangelische Fachhochschule Berlin)	教会	1972 (1903)	1,150	1904年：女子ミッション校 ⇒社会福祉上級専門学校
ベルリンカトリック社会福祉大学 (Katholische Hochschule für Sozialwe- sen Berlin)	教会	1991	896	
国際ビジネススクール (International Business School)	私立	1984	—	
経営専門大学 (Fachhochschule für Oek- onomie & Management)	私立	1993	11,000	(夜間・週末の定時制)
ベルリンシュタインバス大学 (Steinbeis-Hochschule Berlin)	私立	1998	2,000	
ベルリン SRH 大学 (SRH Hochschule Berlin)	私立	2002	?	
ベルリンメディアデザイン大学 (Mediadesign Hochschule Berlin)	私立	2004	850	
ベルリン工芸大学 (Berliner Technische Kunsthochschule)	私立	2006	86	
bbw 大学 (bbw Hochschule)	私立	2007	—	
ベルリン BES ザーベル専門大学 (BEST-Sabel-Fachhochschule Berlin)	私立	2007	—	
ベルリンデザインアカデミー (design akademie berlin)	私立	2007	—	
H:G 健康スポーツ大学 (H:G Hochschu- le für Gesundheit und Sport)	私立	2007	—	
ベルリン IB 大学 (IB-Hochschule Berlin)	私立	2007	—	

学生数は2006/07冬セメスターから2008夏セメスターの最新の概数

資料：ベルリン市（州）文部科学省及び各専門大学のHP（ホームページ）から。

り詳細な規定も含んでいる⁶⁾。

さらにこの法律の規定を受けてベルリン州の大学法令として、たとえば「大学教員の授業義務

規程」(Verordnung über die Lehrverpflichtung an Hochschulen 2001年3月27日施行)といったものもあり、その2008年改訂版では、学術大学(及び芸術系大学)と専門大学の基準授業義務を決めている。学術大学で「学術的科目」を担当する教授は週9時間、「芸術的科目」を担当する教授は18時間、専門大学で「学術的科目」を担当する教授は16時間、「特殊な教育内容」を担当する教員は22時間としている⁷⁾。

また、他方でベルリン州政府はこの12校の大学と個別に財政に関する協定を結んで各大学の課題を明文化した上で、大学への交付金(Zuschüsse)の額を数年単位で決めている。協定に盛り込まれた大学の課題は「大学の競争力、経営力の向上」、数年間単位での「(大学)の財政的基本条件の保障」、「修学期間の短縮化による教育の効率化、教育と研究の質の保障と向上」などの財政的なもののほか、「ボローニャ・プロセスによるヨーロッパ高等教育圏構築のための方策の導入」といったものまでを含んでいる⁸⁾。

ベルリンの州立大学全体に対する交付金は以下のように決められている。

2006年	967,022,000	(9億6,702万)ユーロ
2007年	948,172,000	(9億4,817万)ユーロ
2008年	929,672,000	(9億2,967万)ユーロ
2009年	910,172,000	(9億1,017万)ユーロ

1ユーロ163円で換算すると2008年は約1,515億円となる。

そのうちベルリン工科専門大学への交付金は以下の通りである。

2006年	58,279,000	(5,827万)ユーロ
2007年	59,986,000	(5,998万)ユーロ
2008年	61,693,000	(6,169万)ユーロ
2009年	63,400,000	(6,340万)ユーロ

同じく1ユーロ163円で換算すると2008年は約95億円となるが、このほかに毎年投資的な(investitive)補助金として約94万ユーロが2006～2009年に計上されている。

なお、交付金総額は2008年の場合、ベルリン自由大学など学術総合大学3校(表-3の1から3)への補助金は全体の約76%を占めている。ベルリン工科専門大学は日本円で101億2千万を得ており、これは全体の6.6%であるが、専門大学のなかでは際立った存在である(表-4)。

表-3 ベルリン州立大学

- | |
|--|
| 1. ベルリン自由大学 (Freie Universität Berlin) |
| 2. ベルリンフンボルト大学 (Humboldt-Universität Berlin) |
| 3. ベルリン工科大学 (Technische Universität Berlin) |
| 4. ベルリン芸術大学 (Universität der Künste Berlin) |
| 5. ハンス・アイスラー音楽大学 (Hochschule für Musik "Hans Eisler") |
| 6. ベルリン造形大学 (ヴァイセンゼー) (Kunsthochschule BERLIN (Weißensee)) |
| 7. エルムスト・ブッシュ演劇大学 (Hochschule für Schauspielkunst "Ernst Busch") |
| 8. ベルリン工科専門大学 (Technische Fachhochschule Berlin) |
| 9. ベルリン工業・経済専門大学 (Fachhochschule für Technik und Wirtschaft Berlin) |
| 10. ベルリン経済専門大学 (Fachhochschule für Wirtschaft Berlin) |
| 11. アリス・ザロモン社会福祉専門大学 (Fachhochschule für Sozialarbeit und Sozialpädagogik "Alice Salomon") |
| 12. ベルリン行政・司法専門大学 (Fachhochschule für Verwaltung und Rechtspflege Berlin) |

表-4 各州立大学への交付金と補助金

(単位：千ユーロ)

	大学名	2006年	2008年	日本円 (億)
①	ベルリン自由大学	278,080	265,435	435.3
②	ベルリンフンボルト大学	207,796	196,060	321.5
③	ベルリン工科大学	264,247	248,914	408.2
④	ベルリン芸術大学	58,359	57,659	94.6
⑤	H. アイスラー音楽大学	9,482	9,512	15.6
⑥	ベルリン造形大学	6,359	6,386	10.5
⑦	E. プッシュ演劇大学	5,767	5,783	9.5
⑧	ベルリン工科専門大学	58,279	61,693	101.2
⑨	ベルリン工業・経済専門大学	39,113	39,113	64.1
⑩	ベルリン経済専門大学	20,318	20,318	33.3
⑪	A. S. 社会福祉専門大学	10,019	9,946	16.3
⑫	ベルリン行政・司法専門大学	9,203	8,853	14.5

(ベルリン市の HP [2008] から作成)

II. ベルリン工科専門大学の成立プロセス

1. 4系列の前身校

ベルリン工科専門大学の前歴は150年以上も以前に遡る。プロイセン国王のフリードリヒ・ヴィムヘルム3世による1823年8月20日付の「最高閣令 Allerhochste Kabinettsorder」によって Schöneburg と Potsdam に開設された園芸教習所 (Gärtenerlehranstalt) が最も古い前身校の系列の始まりである。そして第二の系列は1878年、Wilpark に開設された土木建築学校 (Landesbaumschule) に始まる。専門大学となる直前にこの2校はそれぞれ国立造園技師アカデミー (Staatliche Ingenieurakademie für Gartenbau)、国立建築技師アカデミー (Staatliche Ingenieurakademie für Bauwesen) となっていた。この2校と国立ガウス技師アカデミー (Staatliche Ingenieurakademie Gauss) 及び国立ボイト技師アカデミー (Staatliche Ingenieurakademie Beuth) の2校の計4校が統合されて1971年に「ベルリン工科専門大学」(Technische Fachhochschule Berlin) となったのである⁹⁾ (表-5 参照)。

もっとも古い園芸教習所は20世紀初頭には「園芸教育・研究所」(Lehr-und Forschungsanstalt für Gartenbau) というプロイセン邦立の技術系学校となっており、1903年ごろの入学条件は2年間の徒弟訓練及び2年間の職人期間とされ、修学期間は4年(基礎2年、専門2年)であった。1909年からは卒業にあたって国家造園マイスター免許状試験 (Prüfung zum Staatl. diplomierten Gartenmeister) が導入された。この卒業試験に合格してさらに一年志願兵資格を取得すれば¹⁰⁾、ベルリンの単科大学への入学資格を得た¹¹⁾。1966年にベルリン州立園芸技師アカデミーとなっている (表-5の [A] の系列)。

1878年開設の土木建築学校が前身校の第二系列の端緒であるが、1922年にこの土木建築学校は左官・大工専門学校 (1882年開設) を統合し、さらに第二次大戦後の1945年にはノイケルン建築

学校（1913年開設）と統合されて建築技師学校となっている（〔B〕の系列）。

三番目の系列は1880年開設のベルリン第一手工業学校で1922年にガウス技師学校となっている。1945年には「ベルリン市ガウス技師学校」[Ingenieurschule Gauss der Stadt Berlin] という校名になった。第二次大戦後は1946年4月に教育活動を再開したが、このときは5セメスター制の全日制課程と8セメスター制の夜間課程とから構成されており、全日制課程は精密機械1コースと電気技術2コースの3コースから構成されていた。1948年には全日制課程が5セメスター制から6セメスター制へと拡充されたが、ゾーダンによれば、この1セメスター増設はガウス技師学校だけではなくこの都市の他の技師学校、すなわちベルリン工科専門大学のすべての前身に同じように行われた。この6セメスター制は1985年に「試験大綱規程 Rahmenprüfungsordnung」が導入されるまで続いた（〔C〕の系列）。

最後の系列は1892に開設されたベルリン・マックス・アイト市立機械製造学校を起源とする。この学校はシャルロッテンブルク工業学校（1919年開設）とともに、1909年開設のボイト技師学校に統合された。第二次大戦末期、ボイト技師学校は機械製造、電気技術、経営、軽量構築（自動車・航空学科）の4学科から構成されていた。戦後は機械製造、電気技術、経営の3学科によって再開されたが、軽量構築学科の再設置は連合軍によって禁止された。再開された3学科は戦後になってから機械製造、製造技術 [Fertigungstechnik]、電気技術の学科になる。1952年には技

表-5 ベルリン工科専門大学の略年表

年	事 項	
1823	園芸研修所 (Gärtenerlehranstalt)	→ [A]
1878	ベルリン土木建築学校 (Baugewerksschule Berlin) 開設	→ [B]
1880	ベルリン第一手工業学校 (Erste Handwerkerschule Berlin) 開設	→ [C]
1882	左官・大工専門学 (Fachschule Maurer und Zimmerer) 開設	→ [B]
1892	ベルリン・マックス・アイト市立機械製造学校 (Städtische Maschinenbauschule Max Eyth Berlin) 開設	→ [D]
1909	ボイト技師学校 (Beuth Ingenieurschule) 開設	→ [D]
1913	ノイケルン建築学校 (Baugewerkschule Neuköln) 開設	→ [B]
1919	シャルロッテンブルク工業学校 (Gewerbeschule Charlottenburg) 開設	→ [D]
1922	ガウス技師学校 (Ingenieurschule Gauß) 開設	→ [C]
1945	土木・建築技師学校 (Ingenieurschule für Bauwesen) 開設	→ [D]
1966	ベルリン州立園芸技師アカデミー開設	[A]
	ベルリン州立ガウス技師アカデミー開設	[C]
	ベルリン州立ボイト技師アカデミー開設	[D]
1967	ベルリン州立建築技師アカデミー開設	[B]
1968	「専門大学 (Fachhochschule) 制度領域の統一化のための諸州協定」締結	
1970	ベルリン専門大学法可決	
1971	ベルリン工科専門大学 (TFH) 開設 (〔A〕〔B〕〔C〕〔D〕を統合)	
1983	TFHに通信教育センター設置	
1986	ベルリン大学法改正により TFHの学長が総長に変更される。	

術系化学 [Technische Chemie] 学科が、1961年は交通技術学科 [Studiengang] が加わった ([D] の系列)。

2. 技師アカデミーから専門大学へ

これら4系列の前身校は19世紀末になると「中級技術学校」と呼ばれるようになる。すなわちギムナジウムのアビトゥーアを入学の前提とする工科大学 (Technische Hochschule 現在の Technische Universität) と、初等教育修了を入学の前提とする下級技術養成校との中間に位置づけられた。「大学卒技師」を輩出した工科大学を一番手とすれば、中級技師学校は「学校卒の技師」を社会に送り出す二番手の養成機関である。この上・中・下のレベルは現在の工科大学(学術大学として博士号授与権をもつ)、専門大学、専門学校という技術者養成の構造に引き継がれている。

1966年から67年にかけて技師アカデミーとなった4系列の前身校が数年もたたないうちに専門大学へと「昇格」した理由は教育・資格の国際化に関する問題にあった。1957年に発足したEEC (ヨーロッパ経済共同体) は技師 (エンジニア) 養成の統一化をめざした。そしてブリュッセルの官僚たちはフランスの影響のもとに、(1)技師という身分は大学修学を前提とし、(2)その大学修学は少なくとも8セメスターの課程をもち、(3)その大学への入学は最低12年の学校教育を条件とするとしたのである。

(西) ドイツの技師アカデミーは大学ではなく、課程も6セメスターであり、レアルシューレ卒業レベルすなわち10年の学校教育を入学条件にしていたため、EECの技師養成レベルには達しないという不都合が生じた。

そこでドイツ連邦共和国 (西ドイツ) 諸州の首相たちは1968年7月に専門大学 (Fachhochschule) を創設することを決定したのである。レアルシューレの上に2年制の専門上級学校 (Fachoberschule) を新たに設け、その卒業者に専門大学入学資格を与えることで12年の学校教育という条件を満たした。専門大学の修学期間についてはEC (ヨーロッパ共同体) での議論が続いていたために6セメスターのままで見切り発車となった。したがって Fachhochschule を「専門高等学校」などと訳されることもあるが、最初から「専門大学」と訳さなければならない存在であり、ドイツ連邦文部科学省も当然のことながら、創設当初から大学のひとつの種類として扱っている¹²⁾。

3. 専門大学設立 (1971年)

(1) 教員の問題

ベルリンでの専門大学設立の動きは州議会での論議から始まり、州議会は1968年6月、ベルリン州政府に対して専門大学に関する法律を提案するよう求めた。1969年2月からこの法律案は州議会の学校制度・学術・芸術委員会で審議され、1970年11月19日専門大学に関する法律 (専門大学法: Gesetz über die Fachhochschulen im Lande Berlin: FHSG) が可決され、1970年12月4日から発効した。成立した法律は包括的で自由主義的な条項を多く含んだものであり、ドイツ連邦全体からみても「重要な突破口」を開いたものと評価された¹³⁾。

新しい専門大学はこれによって法的に「大学」とされたわけであるが、専門大学の教員の職名と位置づけについてはベルリン州議会で論議となった。

従来の技師アカデミーの教員は「専門上級教員」(Fachoberstudienräten)、「専門教員」「専門

講師」(Fachdozenten) など様々な職名をもっていたが、次第に「Dozenten」に統一されていった。この名称は現在でも「講師」と訳される場合もあれば大学の教員全体を表すこともある。しかし「Professor」と対置されれば、その下のランクとみなされる。議会内委員会で専門大学法案が審議されたとき、専門大学教員を「Hochschuldozent」として、従来の大学の教授(Professor)と区別する意見が出された。これに対し「大学教員」(Hochschuldozent) という職名では当時の状況にあつては専門大学の教員が不足する懸念があるとして、「教授」(Professor) とする必要があるとの反論が出た。ドイツ技師学校教員連盟 (Verband der Dozenten an Deutschen Ingenieurschulen: VDDI) も「教授」を熱望した。これに対して学術大学側から「教授称号のパラマキ」、「業績原理の破壊」だとの猛烈な批判もなされたが、結局、「教授」に落ち着いた。

結論は「ベルリン大学教員法」(Berliner Hochschullehrergesetz) に規定された。専門大学の教員も学術大学の教員と同様に教授 (Professor) とされた。しかし学術大学教授の「正教授 Ordinarien」より下のランクとされ、テニユアなしという形で大学教員の給与表に位置づけられた。また、工科専門大学の教授職への応募条件は、技師アカデミーの領域で適用されていた採用条件であり、「自立して学術的活動をする能力」で充分とされた。条文では「平均以上の成績による博士号取得、それに相当する学術的出版物、あるいは同等の学術的業績」と規定された¹⁴⁾。

このベルリンの専門大学法が専門大学の専任教員に与えた地位は、1975年の連邦衆議院および参議院によって可決された連邦の大学大綱法のモデルとなったといわれている。そして1976年1月30日に発効した連邦の大学大綱法の内容に合致させるため、1978年11月にはベルリン議会が新しいベルリンの大学法令を可決している。これは、総合大学法、専門大学法及び大学教員法からなるもので、ベルリン独自のものであった¹⁵⁾。

(2) 専門部 (Fachbereich)

ベルリン工科専門大学の組織構造はこれまでの技師アカデミーと基本的に異なったものとなった。学長、三名の副学長および評議会 [Akademische Senat] を選出するための準備委員会は1971年2月から活動を開始しており、ベルリン自由大学の数学教授で、ガウス技師アカデミーの非常勤講師であったユルゲン・ティッペ (Jürgen Tippe) が任期5年の学長職 (評議会の議長を兼任) に就任した。

この専門大学には従来の大学において一般的であった学部 (Fakultät) に代えて専門部 (Fachbereich) が置かれた¹⁶⁾。専門部は1960年代後半から、特に新設大学が従来の学部の代わりに、より狭い専門領域を教育・研究する学内単位として採用するようになったものである。1976年の最初の大学大綱法 (Hochschulrahmengesetz 連邦法) に盛り込まれ、多くの州の大学法によって導入された。その後、複数の専門部を統合して再び学部とすることや学部と専門部の両方をもつことも認められ、各大学によって区々になった。

ちなみに2000年段階で同じベルリンの学術大学でも自由ベルリン大学は専門部を、フンボルト大学は学部を採用している。ベルリン工科専門大学は設立当初から現在に至るまで専門部を置いている。学部の代わりに置かれた専門部には専門部会議が置かれ、これは学部会議と同じように大学の教員、学生、学術協働者¹⁷⁾、職員の各グループから選出されたメンバーで構成され (多くの州では教員が過半数を占める)、専門部の予算、専門部長の選出などの人事のほか修学課程、試験規程、学位の授与など専門部の教育と研究に関する基本的な事項を管轄する。一般的に専門部の議長は専門部長 [Dekan] が務める。1972年夏学期になって14の専門部の構成を終えた (表-

表-6 設立当時の専門部と前身校との関係

専門領域	旧技師アカデミーの部門
1. 一般科学	すべてのアカデミー
2. 数学/物理学	ポイト、ガウス、建築
3. 化学	ポイト
4. 建築	建築
5. 工業建築	建築
6. 管理技術	建築
7. 測定・製図	建築
8. 処理技術 (Verfahrenstechnik)	ポイト
9. 機械製造	ポイト
10. 精密機械技術	ガウス
11. 国土保全と造園	造園
12. 電気技術	ポイト、ガウス
13. 自動化技術	ガウス
14. 食品技術	造園

(Wefeld, 1988. p. 494)

6)。ヴェーフェルトによると当初、専門部ⅠとⅡはすべての学生に提供される準備教育とされた¹⁸⁾。

現在の専門部は次の第Ⅰから第Ⅷまでの専門部と通信教育部とから構成されている。この専門部での教育・研究体制については次稿で扱うこととする。

表-7 現在の専門部と通信教育部

		教授数	協働者数	実験 研究室数	学生数
専門部Ⅰ	経済学・社会科学	37	5	3	1,018
専門部Ⅱ	数学・物理学・化学	36	25	14	761
専門部Ⅲ	土木エンジニアリング・測量情報	33	27	9	731
専門部Ⅳ	建築学	32	21	11	1,015
専門部Ⅴ	生命科学・技術	33	35	11	1,313
専門部Ⅵ	情報科学	45	34	10	1,574
専門部Ⅶ	電子工学・精密技術	39	32	14	1,188
専門部Ⅷ	工学・プロセスエンジニアリング・ 環境保護技術	44	35	16	1,551
通信教育部	工業エンジニアリング課程			—	119

TFH-Berlin の HP (2006, 11, 30) から

Ⅲ. 管理運営体制

次にこの大学の管理運営組織についてみていくことにする。ベルリン工科専門大学はベルリン州大学法に基づいて「中央管理規程」¹⁹⁾を定めている。基本的な部分はベルリン州大学法の該当部分とほぼ同じ内容であるが、いくつかの点でこの大学の独自性がみられる。2005年度の「中央管理規程」は全13条であり、ベルリン工科専門大学の中央機関を総長、評議会（Akademische Senat）及び全学会議（Akademische Versammlung）とし、さらに大学と州及び社会との協力のための特別な中央組織として大学協議会（Kuratorium）を特別な中央機関としている。以下、順次にみていくことにする。

1. 総長（Präsident）

ベルリン州大学法では大学管理権をもつ総長または学長（Rektor）が中央管理機関のひとつとして挙げられ、ともに「大学教育を修了し、特に学術、経済、行政又は法律における長年にわたる責任ある職業活動に従事してきたことを証明できる者」であるが、学長が当該大学の教員から選出されるのに対して、総長にはこのような条件はつけられていない。ベルリン工科専門大学は設立以来学長制であったが、1986年のベルリン州大学法改訂に基づいて翌87年から総長制を採ることとなった。このときベルリンの大学で総長制を採用したのは学術総合大学2校とベルリン工科専門大学のみであった。ベルリン州大学法によれば、この総長と後述の評議会、全学会議が大学の中央管理機関である。

総長の選出についていえば、総長候補者案がまず評議会で作られ、大学協議会に提出される。大学協議会は1回に限って候補者案を評議会に差し戻すことができるが、評議会でも再度議決されれば候補者案は最終的に確定されて全学会議に送られ、全学会議で多数決により決定される。総長はベルリン州首相により任命され、任期は4年であり再任は1度だけ認められる。総長のほかに3名の副総長が置かれ、このうち第一副総長は総長の常任の代理人として総長を補佐する。総長と3名の副総長によって総長部（Präsidium）という組織がつけられる。

2. 評議会（Akademische Senat）

連邦レベルの法規定（大学大綱法）では、評議会は総長と並ぶ「最重要な中央機関」である。ベルリン工科専門大学の評議会は次の19名によって構成されるが、「大学教員」は教授以外の教員も含んだ「教員集団」の代表であり、学術協働者は学術的な業務に携わる従来の助手などのス

評議会の構成		審議事項
1. 大学教員	10名	①総長、副総長の選出についての提案
2. 学術協働者	3名	②予算案の承認
3. 学生	3名	③組織の新設、改変・廃止
4. その他の協働者	3名	④修学課程の設置と廃止
		⑤規約の公布
		⑥入学者数の決定
		⑦学部の教員招聘案の承認
		⑧大学計画
		⑨女性の進出計画策定
		(以下略)

タッフの代表である。学生団体や非学術的な協働者グループにも3名の枠が配分されている。このほかに議長を務める総長や専門部長、評議会の委員会の長が加わるが、これらは議決権をもたない。連邦の憲法裁判所の判例によって教員が他のグループ全体よりも多くの議決権者をもつことになっている²⁰⁾。評議会はいわば「検討・審議」機関であり、その機能を助けるために将来計画委員会、教育と研究委員会、図書館委員会などが置かれている。

3. 全学会議 (Akademische Versammlung)

連邦の大学大綱法やベルリン州大学法では「Konzil」という名称が用いされているが、州によっては「Großer Senat」、「Versammlung」、「Konvent」あるいは「Konsitorium」などの名称が使われている²¹⁾。ベルリン工科専門大学ではベルリン州大学法とは違う「Akademische Versammlung」を使用している。

本来「Konzil」は、学術の専門の代表者の会議、すなわち正教授たちの会議であったが、現在では学生も含めた大学に所属する集団による会議となっている。ベルリン州大学法では教員が過半数以上を占めることを規定している。連邦レベルでは大学大綱法から「Konzil」の組織に関する条項が廃止され、これについて州が自由に決めることができるが、教授の招聘など重要な議題を審議するときは、大学大綱法は教授が多数を占めることを求めている。

ベルリン工科専門大学の全学会議は、大学の統括機関の選挙のほか、学則に関する「議決」を目的とする機関であり、次の51名によって構成される。全学会議はその中から議長団(Vorstand)を選出するが、それは、下表の3(その他の教授)から6(その他の協働者)までの4グループの代表各1名から構成される。

全学会議の構成		審 議 事 項
1. 評議会のメンバー	19名	①総長、副総長、副学長の選出
2. 専門部長	8名	②基本規程の議決
3. その他の教授	8名	③大学管理者の年度予算・決算書の承認
4. 学術協働者	4名	④総長及び副総長の解任
5. 学生	8名	(以下略)
6. その他の協働者	4名	

4. 大学協議会 (Kuratorium)

ベルリン州大学法では「大学協議会は、大学、州及び社会の協力のための特別な中央機関である」としており、ベルリン工科専門大学の大学協議会は次の者によって構成されている。議長は互選である。大学と社会を結びつけるこのような機関は第一次世界大戦後から存在しているが、今日ではその必要性に疑義がもたれている²²⁾。

5. 専門部 (Fachbereich)、専門部会議 (Fachbereichsrat) と専門部長 (Dekan)

専門部は、ドイツの大学全体でも研究、教育、後継者養成、学位授与などの責任を負う機関であり、「専門部」という概念は法律的には学部(Fakultät)と同一であるとされている²³⁾。ドイツ語では学部長も専門部長も同じ「Dekan」であり、専門部にも学部と同様に通常は1または複数の学科(Fach)が置かれる。

ベルリン州大学法によると、専門部は「大学組織の基本的単位であり、大学全体の責任や当該

大学協議会の構成	審議事項
1. 大学を管轄する州当局のメンバー（1名） 2. 評議会における教員の提案により選出された大学教員（1名） 3. 評議会における学生の提案により選出された学生（1名） 4. 評議会における学術協働者の提案により選出された学術協働者（1名） 5. 評議会におけるその他の協働者の提案により選出されたその他の協働者（1名） 6. 経済界、労働界の代表（女性が2名以上）（4名） 以上の者には議決権がある。このほかに総長（発言・提案権のみ）が加わる。	①予算・決算の承認 ②予算方針 ③（ベルリン州大学法）第2条第8項にもとづく授業料規程の告示 ④評議会（Akademischer Senat）の提案に基づき学部その他の組織の新設・変更・廃止（以下略）

専門部についての大学中央組織の管轄権と調和を図りながら大学の課題を達成する」という目的のもとに設置されるもので、従来の学部が一定のまとまった学問領域をカヴァするのに対し、専門部は「同系統の諸科目あるいは諸科目を包摂する領域を含むもの」とされ、学部よりも狭い領域を対象とし、また、科目のかなり自由な組み合わせを包摂するものと解釈される。

なお、専門部を二つ以上必要としない場合、専門部を置かないことも認められている。その場合、専門部会議の任務は評議会が行うことになる。

専門部には専門部長（従来の学部長に相当）と専門部会議が置かれる。ベルリン工科専門大学の専門部会議の構成は次のように規定されている。

専門部会議の構成	審議事項
1. 教員 5名	①専門部の規程
2. 学術協働者 1名	②専門部における教育、試験、教員の協力、研究
3. 学生 2名	③招聘案の確定
4. 一般の協働者 1名	④学位授与の決定（以下略）

専門部会議には、総長や事務局長あるいは学生の常設組織の代表などが発言・提案権のみをもって出席することができる。また、教授やジュニアプロセッサの招聘や大学教員資格授与などの事案について専門部が決定を下すときは専門部に所属するすべての教員が議決権をもって出席することになっている。さらに専門部に属していない教員も自分たちの専門分野にかかわる重要な案件が審議されるときには傍聴が認められている。

専門部長及びその代理（副専門部長 Prodekan）は専門部に属する教員からなる専門部会議によって選出され、専門部を代表して、その業務を権限内において行うこととされている。専門部長はまた専門部会議の議長を務め、専門部内の各種委員会に発言権をもって出席することができる。

6. 事務組織

ベルリン工科専門大学の事務組織はまず、総長のもとに人事（事務員10名）と財務（同10名）

を扱う第1局（Abteilung I 局長1名）があり、第一副総長のもとに施設・設備管理を扱う第3局（27名）が置かれている。あとの2名の副総長のうち1名は第2局を管轄し、ここでは入学・試験（7名）を中心に全学共通の修学事務（4名）、図書館（13名）などの大学運営全般を扱う。もう一人の副総長は技術移転（6名）や国際交流（2名）を管轄する。

上記のほかに総長のもとには広報、奨学金、障害者、法務などの担当者（25名）が置かれ、第一副総長は第3局のほかに第1、第6、第8専門部と通信教育部を、技術移転を扱う副総長は第2、第3、第4専門部を、第2局を所管する副総長は第5と第7専門部を担当するという形を採用している。

なお、ゾーダンによれば、総長（学長）、評議会及び全学会議の三機関を管理運営のための中央機関とするという体制は1970年のベルリン専門大学法以来のものであり、当初の評議会と全学会議、それに専門部会議においては学生の議席が三分の一以上を占めていた²⁴⁾。

結びにかえて

ベルリン工科専門大学は前身校の150年以上にわたる伝統の上に、1970年の創設時からベルリン州立大学として発展してきた。設立時の教員の多くは直前の前身である各技師アカデミーからの移行組であったが、学内体制は設立当初からほぼ大学としての形をとっていたと考えられる。このことが専門大学の発展の第一の要因だったと思われる。設立時のベルリン工科専門大学を対象に議論された専門大学の教員の位置付についての結論が連邦全体の専門大学のイメージ構築に大きな影響を与えたと指摘されるほど設立前の議論が熱心に行われたことも重要であったと考えられる。1986年に学長制から総長制への移行したが、それはこの大学の発展が社会一般からも評価された結果でもある。

また、学内の管理運営体制についても「ドイツの大学」の要件を十分に備えている。ベルリン工科専門大学をはじめとする専門大学の制度が立ち上げられるのは1965年から1970年にかけての「政治的動員と反乱」の時期と重なっていた。当時は、大学の果たす社会的機能、大学の非民主的な組織形態に対する批判が声高に表明された²⁵⁾。いわばその所産として現在の大学内部の管理体制が成立したのであるが、それは大学を構成する集団の代表によるものである。アメリカ合衆国の大学では学部長に当たるディーン（Dean）もトップダウンで決められることが多いとされているが²⁶⁾、ベルリン工科専門大学では専門部会議で選出されている。「実務型」の高等教育機関としての専門大学については、「企業型モデル」（Corporativ Model）の大学経営がトップダウンで運営されているのではないかというイメージが浮かぶが、少なくとも規程上の体制は「同僚型モデル」（Collegial Model）のシステムを採用しているといえる。

以上の考察から、ベルリン工科専門大学は前身校4系列の歴史と創設以来の「新しい大学」の在り方をめぐる学内外での議論に支えられて、大学としての内実を整え、社会から支持される存在となっている。そして2009年4月1日からは、「ベルリン・ボイト工科大学」という新しい名称のもとにさらなる発展を期している。

注

- 1) 寺澤幸恭「ドイツ工業系専門学校の入学生条件について—技師学校から専門大学へ」岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要第31集 p. 1-14, 1999年
- 2) 寺澤幸恭「ドイツにおける「実務型」高等教育に関する考察（1）—専門大学の実習セメスター（インター

- ンシップ)」岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要第36集 p. 85-102, 2004年及び同「ドイツにおける「実務型」高等教育に関する考察（2）—専門大学の教員・スタッフ」岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要第38集 p. 67-78, 2006年
- 3) Technische Fachhochschule Berlin のHP (<http://www.tfh-berlin.de/706/>)
 - 4) 寺澤幸恭「学士課程3年・修士課程2年制の導入—ヨーロッパ高等教育共通化とドイツの対応」岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要第40集 p. 1-13, 2008年)を参照
 - 5) Hochschule-Informationssystem GmbH Hannover; Studiengebühren/ Studienbeiträge in den Bundeslärn, p. 8, 2006.
 - 6) Gesetz über die Hochschulen im Land Berlin, Berliner Hochschulgesetz (BerHG) in der Fassung des Änderungsgesetzes vom 21. April 2005.
 - 7) Verordnung über die Lehrverpflichtung an Hochschulen (Lehrverpflichtungsverordnung LVVO) (2001年3月27日施行, 2008年4月29日第5次改訂)
 - 8) Vertrag gemäß Artikel II des Haushaltsstrukturgesetzes 1997 in der Fassung des Art. III § 2 des Haushaltsstrukturgesetzes 2002 zwischen dem Land Berlin, vertreten durch den Senator für Wissenschaft, Forschung und Kultur und der Technischen Fachhochschule Berlin, vertreten durch der Präsidenten. p. 1-3. 1977.
 - 9) Sodan, Günter (Hg.); Die Technische Fachhochschule Berlin im Spektrum Berliner Bildungsgeschichte, p. 283, 1988.
 - 10) 寺澤幸恭「一年志願兵資格と学校教育—プロイセン・ドイツと日本」岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要第34集 p. 1-19, 2002年を参照
 - 11) Wefeld, H. J., Ingenieure aus Berlin, 300 Jahre technisches Schulwesen, p. 171, 1988
 - 12) 寺澤幸恭 1999前掲 p. 1-14
 - 13) Sodann, 1988前掲 p. 344-345
 - 14) Sodann, 1988前掲 p. 346-347
 - 15) Sodann, 1988前掲 p. 347-348
 - 16) Wefeld 前掲 p. 496
 - 17) 寺澤幸恭 2006 前掲 p. 67-78を参照
 - 18) Wefeld 前掲 p. 494
 - 19) Neuordnung der Leitung und der zentralen Gremien der Technischen Fachhochschule Berlin University of Applied Sciences, Amtliche Mitteilungen der TFH Berlin 23. Jahrgang, Nr. 23. 28. August 2002.
 - 20) Thieme, Werner; Deutsches Hochschulrecht, 3. vollständig neu bearbeitete Auflage, p. 745, 2004.
 - 21) Thieme 前掲 p. 741
 - 22) Thieme 前掲 p. 750
 - 23) Thieme 前掲 p. 752
 - 24) Sodann, 1988前掲 p. 357
 - 25) プラール、ハンス＝ヴェルナール山本尤訳『大学制度の社会史』法政大学出版局 p. 314. 1988年
 - 26) 山本真一／田中義郎編『大学のマネジメント』放送大学教育振興会 p. 29-31, 2008年

